

中村学園大学（含む短期大学部）自己点検・評価委員会規程

令和2年4月1日制定

（設置）

第1条 中村学園大学大学院学則第2条、中村学園大学学則第2条及び中村学園大学短期大学部学則第2条に基づき、中村学園大学（含む短期大学部）自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表について総括し、自己点検・評価活動の推進を図る。

2 委員会は、前項に関する客観性・適切性を確保するため、学外有識者の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させる。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1)自己点検・評価の基本方針に関する事項
- (2)自己点検・評価項目の設定及び実施に関する事項
- (3)自己点検・評価の検証及び活用
- (4)自己点検・評価に必要な IR (Institutional Research) に関する事項
- (5)認証評価及び第三者評価に関する事項
- (6)その他自己点検・評価に関し、必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1)各学部・学科から学長が指名した委員各1名
 - (2)教務部部长
 - (3)連携推進部部长
 - (4)その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 4 委員長を補佐するために副委員長を置くことができる。副委員長は、委員から委員長が指名する。

（委員会）

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（自己点検・評価結果の活用）

第6条 委員会は点検・評価結果を審議会に報告する。

2 点検・評価結果に基づき、改善が必要な事項について適切な措置を講じ、教育研究水準の向上に努める。

（事務局）

第7条 委員会の事務は、連携推進部が担う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。